

京都市告示第510号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物について、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定に基づき、当該屋外広告物を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示します。

令和7年11月27日

京都市長 松井 孝治

1 返還する日及び時間

令和7年12月11日（木） 午後2時から午後3時まで

2 返還の場所

伏見区横大路下ノ坪1 横大路運動公園内

3 返還の対象となる屋外広告物

令和7年11月21日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物

（都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課）